

令和6年4月に入学された生徒の保護者様へ

## 「奨学のための給付金」制度のご案内〈新入生への一部早期給付〉

### 1 制度の概要

- 返済不要の給付金（定額）が東京都から保護者の口座に振り込まれる制度です。
- 通常は7月から申請を受け付け、給付金（年額）を一括で振り込みますが、令和6年度新入生のうち、希望される方は、4～6月分（年額の4分の1）を7月または9月頃に受給できます。

※ 給付金の一部を早期に受給する制度です。年額は通常申請の場合と同額になります。

※ **7～翌年3月分を受給するためには、別途申請が必要です。**

- ※ 一部早期給付を希望しない方は、7月から受付を開始します。
- 制度の詳細については、配布したリーフレットをご確認ください。

### 2 対象になる世帯

令和6年4月1日現在、主に以下の要件を満たしている保護者に支給されます。詳細は入学手続き時配布のリーフレットで確認してください。

- (1) 以下のいずれかに該当する世帯であること。
  - [1] 生活保護（生業扶助）受給世帯
  - [2] 保護者全員の都道府県民税所得割及び区市町村民税所得割が非課税（0円）世帯
  - [3] 令和6年4月1日までに家計が急変し、保護者全員の都道府県民税所得割及び区市町村民税所得割が非課税（0円）の世帯に相当すると認められる世帯
- (2) 保護者が東京都内に住所を有していること。

### 3 申請方法

- (1) 都立高等学校オンライン申請受付システムにて申請してください。
- (2) その他、支払金口座振替依頼書等の書類一式を経営企画室（1階）窓口で受け取ってください。
  - ※ 4月22日（月）から配布を開始します。
- (2) 必要書類を作成し、下記提出期限までに経営企画室（1階）窓口に提出（生徒でも可）または郵送（簡易書留またはレターパック）してください。



### 4 必要書類の提出期限

- (1) 7月頃に給付を希望する場合：**令和6年5月15日（水） 17時（必着）**

令和6年4月に入学された生徒の保護者様へ

**(2) 9月頃に給付を希望する場合：令和6年6月28日(金) 17時(必着)**

※不備があった場合に備えて、お早めに申請書類を受け取り、提出してください。

【都立高等学校オンライン申請受付システム画面】

ログイン後、ページ上部にあるタブを

【問合せ先】

東京都立光丘高等学校 経営企画室

電話 03-3977-1501

「給付金制度」に切り替えますと、奨学のための給付金の

操作確認・研修用

ホーム 申請履歴 よくある質問 (FAQ) 利用ガイド 光丘本校

就学支援制度 **給付金制度**

下記申請の情報はこちらのページからご確認ください。

- 東京都立高等学校給付型奨学金
- 東京都国公立高等学校等奨学のための給付金

---

- 東京都立高等学校給付型奨学金

<制度の概要>

本制度は家庭の経済状況にかかわらず、生徒が希望する進路に挑戦できるよう、生徒が学校の组织的教育活動に参加するために必要な経費を東京都が保護者に代わり支払う制度です。本制度は生活保護受給世帯又は都道府県民税所得割及び区市町村民税所得割が非課税世帯を対象に支援を行います。

※本給付金制度は生徒が保護者が原則として直接金銭を受け取るものではありませんのでご注意ください。

※家計急変世帯の申請を希望の場合は、事前にお通りの学校の経営企画室にお問合せの上、**給付型奨学金(家計急変)**の申請を登録してください。

※課税期日(受給年度の前年1月1日時点)に親権者の一方で海外在住等で課税額が把握できない場合は本制度の対象外です。

※本給付金制度の申請を行う際、親権者(または保護人)に「給付型奨学金(備前奨学補助)」の申請があったものとみなします。  
給付型奨学金(備前奨学補助)に関する詳細はこちら

<申請の登録>

以下のリンクから必要な申請の登録を行ってください。

- > [給付型奨学金を申請する方はこちら](#)
- > [給付型奨学金\(家計急変\)を申請する方はこちら](#)

---

- 東京都国公立高等学校等奨学のための給付金

<制度の概要>

東京都教育委員会では、東京都国公立高等学校等奨学のための給付金事業として、高等学校等(東京都立産業技術高等専門学校及び私立の高等学校等を除く。)に通う高校生が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生がいる生活保護受給世帯又は都道府県民税所得割及び区市町村民税所得割が非課税世帯を対象に支援を行います。

※家計急変世帯の申請を希望の場合は、事前にお通りの学校の経営企画室にお問合せの上、**奨学のための給付金(家計急変)**の申請を登録してください。

※課税期日(受給年度の当年1月1日時点(一部早期給付の場合は前年1月1日時点))に親権者の一方で海外在住等で課税額が把握できない場合は本制度の対象外です。

以下のリンクから必要な申請の登録を行ってください。

- > [奨学のための給付金を申請する方はこちら](#)
- > [奨学のための給付金を申請する方はこちら](#)